

平成23年10月31日

各位

第一フロンティア生命保険株式会社

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命
11月1日より、株式会社商工組合中央金庫において

プレミアステップV

を販売開始

年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険(10)

第一フロンティア生命保険株式会社(社長:堤 悟、以下「第一フロンティア生命」)は、平成23年11月1日より株式会社商工組合中央金庫(代表取締役社長:関 哲夫)において、**年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険(10)「プレミアステップV」**を販売開始いたします。

「プレミアステップV」は、年金原資額と死亡給付金額が最低保証される安心に、その最低保証がステップアップする楽しみをプラスした年金保険です。

本商品の年金原資額と死亡給付金額は、基本保険金額(一時払保険料)の100%が最低保証されます。

また、運用実績に応じて、最低受取保証額が110%から5%ごとの額にステップアップする可能性があります。このステップアップした最低受取保証額は下がることはありません。

本商品の特別勘定は、投資する資産の価格の変動に応じて資産の配分比率を毎日見直してリスクをコントロールしつつ、長期的な資産の成長をめざします。

さらに、ご契約時に初期費用のご負担がありませんので、一時払保険料の全額を特別勘定で運用できます。

第一フロンティア生命は、第一生命グループの一員として、銀行・証券会社・信用金庫などの募集代理店を通じて、主として長期の資産形成をサポートする保険商品を提供する生命保険会社です。

第一フロンティア生命は、第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に生かし、お客さまのニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

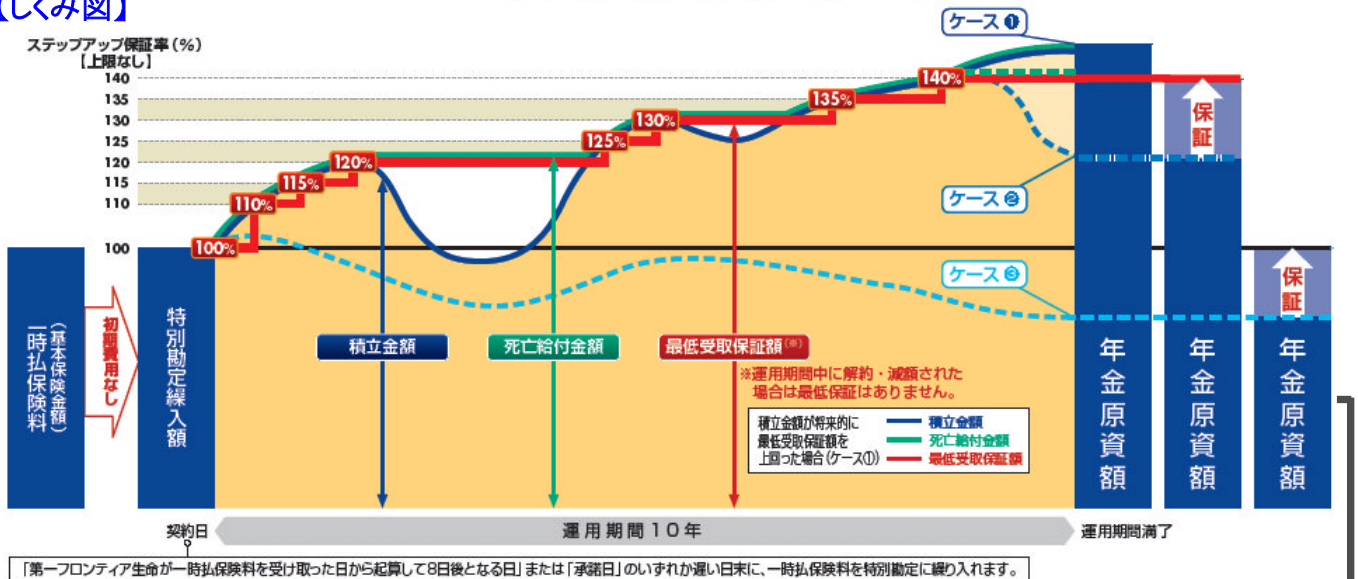
以上

プレミアステップV

のしくみと特徴

年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険(10)

【しくみ図】



運用期間満了時の年金原資額

- ケース①** 最低受取保証額がステップアップした後、積立金額が最低受取保証額を上回った場合
積立金額
- ケース②** 最低受取保証額がステップアップした後、積立金額が最低受取保証額を下回った場合
最低受取保証額
- ケース③** 最低受取保証額がステップアップすることなく、積立金額が最低受取保証額を下回った場合
基本保険金額(一時払保険料相当額)



* 上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の最低受取保証額、死亡給付金額および積立金額などを保証するものではありません。

1. 初期費用の負担がなく、市場の動向に柔軟に対応した投資をします。

- 特別勘定は、投資する資産の価格の変動に応じて資産の配分比率を毎日見直してリスクをコントロールしつつ、長期的な資産の成長をめざします。

運用期間中、および年金支払開始日以後は、所定の費用がかかります。詳しくは「主なお取り扱いについて」をご覧ください。

2. 年金原資額と死亡給付金額は100%の最低保証があります。

- 年金原資額と死亡給付金額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されます。

3. 最低保証はステップアップし、一度上がったら下がりません。

- 基本保険金額に対する積立金額の割合が110%以上の5%ごとの率に到達すると、最低受取保証額がステップアップします。ステップアップ保証率は契約日以後毎日判定されます。

年金原資額が保証されるのは運用期間満了時のみとなり、最低受取保証額がステップアップした場合でも、運用期間中に解約・減額した場合の解約返還金額には、最低受取保証はありません。

4. ステップアップ保証率は、5%ごとに判定し、上限がありません。

- ステップアップ保証率は110%から5%ごとに判定し、しかも上限がありません。運用実績によっては、何度でもステップアップする可能性があります。

ステップアップ保証率は、運用期間を通じて運用実績が思わしくなかった場合、保険契約締結の際の100%のまま、一度もステップアップしないことがあります。

【主なお取り扱いについて】

基本保険金額 (一時払保険料)	200万円以上5億円以下(1万円単位)
運用期間	10年(運用期間は変更できません。)
契約年齢	0歳～80歳(ご契約日における被保険者の満年齢)
年金種類	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定年金(3～7年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年) ● 死亡時保証金額付終身年金 ● 10年保証期間付終身年金 ※年金の支払にかえて、年金原資額を一括で受取ることができる制度(年金原資額の一部一時支払)もあります。
付加できる特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 運用期間中年金支払移行特約 ● 死亡給付金等の年金払特約
諸費用	<p>この保険にかかる費用は、運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。ただし、契約日から8年未満の解約時などには、この他に「解約控除」がかかります。</p> <p><ご契約時></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ご負担いただく費用はありません。 <p><運用期間中></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約関係費:特別勘定の資産総額に対して、年率2.98% ● 資産運用関係費:信託報酬は投資信託の資産総額に対して、年率0.1525%(税込み)程度 <p><ご解約時>*契約日から8年未満の解約・減額などの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基本保険金額に経過年数別の解約控除率(5.6～0.7%)を乗じた金額 <p><年金受取期間中></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約関係費(年金管理費):受取年金額に対して1.0%

*この商品はクーリング・オフ制度の対象です。

【主な投資リスク】

この保険は、実質的に国内外の株式・債券などで運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながることから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を大きく下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討、お申込みに際しては、専用のパンフレット、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずお読みください。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする個人年金保険(生命保険)であり、預金とは異なります。

(登)C22F0071(H22.9.9)